

京 都 大 学 病 理 解 剖 受 託 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第4条 委託者は、前条第2項に規定する病理解剖承諾書の交付を受けたときは、解剖料一体につき<u>356,000</u>円を前納しなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第4条 委託者は、前条第2項に規定する病理解剖承諾書の交付を受けたときは、解剖料一体につき<u>362,000</u>円を前納しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和元年7月23日から施行する。</p> <p>2 改正後の規定は、令和元年10月1日以後の解剖について適用し、同日前の解剖については、なお従前の例による。</p>